6　第一項の表第十四号の資料は、同号の船舶が船舶設備規程第五条第二項に規定する極海域航行船等である場合にあつては、当該船舶の極海域における航行上の制限に関する事項及び非常の際の当該船舶の安全の確保のために必要な事項を含むものでなければならない。

7～10　（略）

（揚貨装置の説明書等）

第五十五条の四　総トン数三百トン以上の船舶又は国際航海に従事する総トン数三百トン未満の旅客船であつて揚荷装置を備え付ける船舶の船舶所有者は、揚貨装置の取扱い及び保守に関する説明書及び図面を備え置かなければならない。

（揚貨装具の制限荷重の決定）

第五十七条　船舶所有者は、揚貨装具（揚貨装置に装着して使用するチェーン、リング、フック、シャックル、スイベル、リギングスクリュー、滑車、フックブロック、リフティングビーム、スプレッダー、フレーム、グラブバケット、索その他管海官庁が指定するものをいう。以下同じ。）について、次の各号に掲げる事項を確認し、制限荷重を定めた後でなければ、これを制限荷重の指定を受けた揚貨装置に装着して使用してはならない。溶接又は鍛接により修繕した揚貨装具についても同様とする。

一　（略）

二　索を除き、次表に定める試験荷重による荷重試験を行い異常のないものであること。

区分		試験荷重
単滑車		制限荷重の四倍の荷重
単滑車以外の滑車及びフックブロック	制限荷重が二十五トン以下のもの	制限荷重の二倍の荷重
	制限荷重が二十五トンを超え百六十トン以下のもの	制限荷重の〇・九九三倍の荷重に二十七トンを加えた荷重
	制限荷重が百六十トンを超えるもの	制限荷重の一・一倍の荷重
チェーン、リング、フック、シャックル、スイベル及びリギングスクリュー	制限荷重が二十五トン以下のもの	制限荷重の二倍の荷重
	制限荷重が二十五トンを超え二十トン以下のもの	制限荷重の一・二二倍の荷重に二十トンを加えた荷重
	制限荷重が十トン以下のもの	制限荷重の二倍の荷重
リフティングビーム、スプレッダー、フレーム及びグラブバケット	制限荷重が十トンを超え百六十トン以下のもの	制限荷重の一・〇四倍の荷重に九・六トンを加えた荷重
	制限荷重が百六十トンを超えるもの	制限荷重の一・一倍の荷重
その他管海官庁が指定するもの		管海官庁の指示する荷重

2　（略）

6　第一項の表第十四号の資料は、同号の船舶が船舶設備規程第二条第六項に規定する極海域航行船である場合にあつては、当該船舶の極海域における航行上の制限に関する事項及び非常の際の当該船舶の安全の確保のために必要な事項を含むものでなければならない。

7～10　（略）

（新設）

（揚貨装具の制限荷重の決定）

第五十七条　船舶所有者は、揚貨装具（揚貨装置に装着して使用するチェーン、リング、フック、シャックル、スイベル、リギングスクリュー、滑車、鋼索及び鋼索以外の索をいう。以下同じ。）について、次の各号に掲げる事項を確認し、制限荷重を定めた後でなければ、これを制限荷重の指定を受けた揚貨装置に装着して使用してはならない。溶接又は鍛接により修繕した揚貨装具についても同様とする。

一　（略）

二　鋼索及び鋼索以外の索を除き、次表に定める試験荷重による荷重試験を行い異常のないものであること。

区分		試験荷重
単滑車		制限荷重の四倍の荷重
単滑車以外の滑車	制限荷重が二十トン以下のもの	制限荷重の二倍の荷重
	制限荷重が二十トンを超え四十トン以下のもの	制限荷重に二十トンを加えた荷重
	制限荷重が四十トンを超えるもの	制限荷重の一・五倍の荷重
その他の揚貨装具		制限荷重の二倍の荷重

2　（略）